



財団法人櫻谷文庫 平成24年度理事会・評議員会議事録

1. 日 時 平成24年6月23日(土) 12時～15時
2. 場 所 京都市北区等持院東町54 門田会長自宅
3. 出席理事数 5名 内訳 (本人出席) 5名
(委任状出席) 0名
出席評議員 3名 内訳 (本人出席) 3名
(委任状出席) 0名
出席理事： 門田 理、平野重光、石田祐三郎、茨木捷彰、松本史郎
出席評議員：水原 厚、上田 文、門田 節
出席監事： 秋山 哲、木俣茂子
4. 議案
 - 第1号議案 議事録署名人選出の件
 - 第2号議案 移行申請に係る決議を必要とする事項について
 - 第3号議案 平成23年度事業報告、決算報告承認の件
 - 第4号議案 役員の高任の件
 - 第5号議案 移行申請日程の件
 - 第6号議案 現行寄附行為の変更の件
 - 第7号議案 最初の評議員の選任に関する理事の定め認可の件
 - 第8号議案 最初の評議員選考委員会設置規則第3条4項による最初の評議員選考委員会委員承認の件
 - 第9号議案 最初の評議員選考委員会設置規則第4条による最初の評議員の選考委員会召集予定及び選考委員会に提出する評議員候補の承認の件ならびに本件に関する臨時理事会評議員会の持ち回り開催の件
 - 第10号議案 「定款の変更の案」承認の件
 - 第11号議案 移行法人における「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規定」承認の件(停止条件付決議事項)
 - 第12号議案 移行法人における理事及び監事の選任の件(停止条件付決議事項)
 - 第13号議案 移行法人における代表理事並びに業務執行理事の選任の件(停止条件付決議事項)
 - 第14号議案 移行後最初の評議員並びに代表理事、業務執行理事、理事、監事の氏名を「定款の変更の案」の附則に記載する件(停止条件付決議事項)
 - 第15号議案 移行申請に係る行政庁との折衝及び「定款の変更」他の趣旨を損なわない微細修正等につき理事長に一任の件



財団法人櫻谷文庫

第 16 号議案 平成 24 年度事業計画案、予算案

第 17 号議案 櫻谷文庫所蔵物調査進捗状況

第 18 号議案 その他 (櫻谷文庫の公益社団法人京都市観光協会のイベント「第 37 回京の夏の旅」での共催公開の説明ほか)

(注)停止条件付決議とは「移行登記を停止条件とした決議」

5. 議事の概要

① 第 1 号議案 議事録署名人選出の件

寄附行為第 16 条により門田理事長が議長となり開会を宣し、互選により平野重光氏、石田祐三郎氏を議事録署名人に選出した。議長は理事 5 名全員、評議員 3 名全員が出席していることを確認し、当文庫の移行認定申請に係る本日の議案について説明を行い、第 2 号議案以下の審議に移った。

② 第 2 号議案 移行申請に係る決議を必要とする事項について

門田理事長が、本会議にて議論される移行認定申請に係る決議を要する事項について詳細に説明した。移行申請に係る決議に移る前に当文庫の平成 23 年度決算案および平成 24 年度予算案から、移行電子申請登録データから計算し、収支相償が-2,666,000 円、公益目的事業比率が 78.28%、遊休財産額保有制限の判定が適合であることを報告した。

③ 第 3 号議案 「平成 23 年度事業報告ならびに収支決算報告」承認の件

門田理事長から、平成 23 年度において当文庫の活動は遅滞なく行われ、一般公開に向けての画室の修理修復事業、公益財団法人泉屋博古館の協力による収蔵品の整理調査事業等についてまた京都市産業観光局・公益社団法人京都市観光協会のイベント「第 37 回京の夏の旅」における櫻谷文庫の洋館和館の公開事業等について報告した。また、流動資産の内定期預金 10 百万を固定資産へ移した件について説明報告、上記議案は異議なく全員一致で可決された。

④ 第 4 号議案 役員の高任の件

寄附行為第 18 条の通り役員の高任は 4 年とされており、同様に 18 条には役員の高任満了後も後任者就任までその職務を行うものとしてされている。現役員が高任満了の状態となっているため、門田理事長から現状について説明。全員高任の高任を得られたため門田会長が選任、早急に高任を進めることで承された。

⑤ 第 5 号議案 移行申請日程の件

本年 8 月を目標に移行申請をする方向について門田理事長から説明、全員一致で承された。



- ⑥ 第6号議案 現行寄附行為の変更の件
現行寄附行為の変更禁止事項である第23条の削除についての理事会・評議員会での書面決議につき、京都府教育長より6月4日付で認可されたことを門田理事長から報告された。
- ⑦ 第7号議案 最初の評議員の選任に関する理事の定め認可の件
最初の評議員の選任方法についての理事会での書面決議につき、京都府教育長より6月4日付で認可されたことを門田理事長から報告された。
- ⑧ 第8号議案 最初の評議員選考委員会設置規則第3条4項による最初の評議員選考委員会委員承認の件
理事会にて書面決議された最初の評議員選考委員会設置規則第3条4項による最初の評議員選考委員会委員について門田理事長から報告、選考委員全員について全員一致で承認された。承認された選考委員会委員は秋山哲氏（現監事、元 株式会社毎日新聞社常務取締役）、秋山悟氏（元 協和発酵工業株式会社常務取締役）、西尾孝彦氏（元 鹿島建設株式会社専務執行役員）、門田節氏（現評議員、財団法人櫻谷文庫職員）
- ⑨ 第9号議案 最初の評議員選考委員会設置規則第4条による最初の評議員の選考委員会召集予定及び選考委員会に提出する評議員候補の承認の件ならびに本件に関する臨時理事会評議員会の持ち回り開催の件
門田理事長から最初の評議員選考委員会を7月9日に召集することを報告、理事会から選考委員会に提出する評議員候補について全員一致で承認された。理事会提出の評議員候補は、学校法人ヴィアートル学園副理事長森藤昌和氏、弁護士松本史郎氏、水原司法書士土地家屋調査士行政書士事務所所長水原厚氏、美術研究家京都工芸繊維大学文化遺産教育研究センター特任助教上田文氏、元協和発酵工業株式会社常務取締役秋山悟氏、元鹿島建設株式会社専務執行役員西尾孝彦氏。
また、選考委員会において選考された最初の評議員に関する臨時理事会評議員会は持ち回りで書面決議とすることを全員一致で了承された。
- ⑩ 第10号議案「定款の変更の案」承認の件
門田理事長から同議案について説明。説明によると新定款案は京都府総務部政策法務課作成の定款例を参考に作成したものであり、変更箇所は現行寄附行為の全体に及ぶことを詳細に説明。併せて公益財団法人の具備すべき要件、これまで以上に、芸術文化の発展、公開等による公益に資することについて説明。また新定款の施行は、公益認定による移行登記完了の日となることが確認された。提出された定款（案）について「（評議員の報酬等）第14条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準従って算定した額を、報酬



等と支給することができる。」および「(役員報酬等) 第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準従って算定した額を、報酬等と支給することができる。」について費用支払いについても明確にするべきとの議論があり、京都府による定款案を参考に「(評議員の報酬等) 第14条 評議員は、無報酬とする。ただし、常勤の評議員及び特別な職務を執行した評議員にはその対価として報酬を支給することができる。2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。」に、また「(役員報酬等) 第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事及び特別な職務を執行した理事及び監事にはその対価として報酬を支給することができる。2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。」に変更、また「(決議) 第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。」についてより具体的な表現の必要性について議論があり「(決議) 第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件即ち、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、監事が異議を述べた場合を除き当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。3 理事会に代理人が出席して議決権を行使すること、理事が理事会に出席することなく書面等によって理事会の議決権を行使すること及び理事が議案の賛否について個々の理事の賛否を個別に確認する方法で過半数の理事の賛成を得て決議することはできない」に変更することとした。審議の結果、会議での議論を踏まえ修正原案を了承し、その他細部の修正が必要な事情が発生した際は理事長に一任することを、出席理事評議員全員一致で可決した。

⑪ 第11号議案 移行法人における「役員及び評議員の報酬並びに費



用に関する規程」承認の件(停止条件付決議事項)

門田理事長により移行後の「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」について説明、提案された。同案は出席理事評議員全員一致で可決、また、本規定はの施行は、公益認定による移行登記完了の日となることが確認された。

⑫ 第 12 号議案 移行法人における理事及び監事の選任の件 (停止条件決議事項)

門田理事長より、公益法人移行申請にあたって、理事及び監事について理事として門田理氏 (現 理事)、門田節氏 (新任、現 評議員)、平野重光氏 (現 理事)、石田祐三郎氏 (現 理事)、茨木捷彰氏 (現 理事)、木島温夫氏 (新任、滋賀大学名誉教授) を、監事は現監事を停止条件付で選任することする提案があり、異議なく出席理事評議員全員一致で可決された。

⑬ 第 13 号議案 移行法人における代表理事並びに業務執行理事の選任の件 (停止条件付決議事項)

門田理事長より、法律上の最初の代表理事を現 理事長門田理氏、最初の業務執行理事を門田節氏 (新任、現 評議員) とすることの提案があり、異議なく出席理事評議員全員一致で可決された。

⑭ 第 14 号議案 移行後最初の評議員並びに代表理事、業務執行理事、理事監事の氏名を「定款の変更の案」の附則に記載する件 (停止条件付決議事項)

門田理事長から提案のあった同議案につき議論の結果、移行後の最初の代表理事及び業務執行理事の氏名を「定款の変更の案」の附則に記載することが可決された。

⑮ 第 15 号議案 移行申請に係る行政庁との折衝及び「定款の変更」他の趣旨を損なわない細部修正等につき理事長に一任の件

門田理事長から提案のあった同議案につき、異議なく出席理事評議員全員一致で了承された。

⑯ 第 16 号議案 平成 24 年度事業計画案、予算案

門田理事長から平成 24 年度事業計画並びに予算について詳細の説明、20 年基準に沿った予算並びに平成 24 年度公益目的事業について提案され、活発な質疑応答の結果、原案通り出席理事評議員全員一致で可決された。

⑰ 第 17 号議案 櫻谷文庫所蔵物調査進捗状況

公益財団法人泉屋博古館の協力ですすめている公益目的事業のひとつである櫻谷文庫の所蔵物調査についてその進捗状況について門田節評



財団法人櫻谷文庫

議員から説明があった。泉屋博古館の事業において今後櫻谷文庫所蔵物の展示も進めたいとの先方の意向。

- ⑱ 第18号議案 その他（櫻谷文庫の公益社団法人京都市観光協会のイベント「第37回京の夏の旅」での共催公開の説明ほか）


以上をもって議案の審議を終了したので、議長は閉会を宣した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長および議事録署名人は署名押印する。

平成23年6月23日

財団法人 櫻谷文庫

議長 門田 理

門田理 

議事録署名人 平野重光

平野重光 


議事録署名人 石田祐三郎

石田祐三郎 